

自家発電設備の点検方法が改正されました。

※平成30年6月1日施行

平成30年6月の消防法改正以降、発電機の点検につきましては、実質、無負荷運転で実施されておりました。

しかしながら、消防法の改正により負荷運転の実施か内部観察のいずれかで点検を行うよう、再度案内されました。

改正内容については下記の通りです。

改正の
ポイントは
大きく
4つ



1 負荷運転に代えて行うことができる点検方法として、内部観察等^{*}を追加

総合点検における運転性能の確認方法は

以前

負荷運転のみ

改正

負荷運転または内部観察等^{*}

内部観察等の点検は、負荷運転により確認している不具合を負荷運転と同水準以上で確認でき、また、排気系統等に蓄積した未燃燃料等も負荷運転と同水準以上で除去可能であることが、検証データ等から確認できました。※裏面参照

2 負荷運転及び内部観察等の点検周期を6年に1回に延長

負荷運転の実施周期は

以前

1年に1回

改正

運転性能の維持に係る予防的な保全策^{*}が講じられている場合は6年に1回

負荷運転により確認している不具合を発生する部品の推奨交換年数が6年以上であること、また、経年劣化しやすい部品等について適切に交換等している状態であれば、無負荷運転を6年間行った場合でも、運転性能に支障となるような未燃燃料等の蓄積は見られないことが検証データ等から確認できました。※裏面参照

3 原動機にガスタービンを用いる自家発電設備の負荷運転は不要

負荷運転が必要な自家発電設備は

以前

すべての自家発電設備に負荷運転が必要

改正

原動機にガスタービンを用いる自家発電設備の負荷運転は不要

原動機にガスタービンを用いる自家発電設備の無負荷運転は、ディーゼルエンジンを用いるものの負荷運転と機械的及び熱的負荷に差が見られず、排気系統等における未燃燃料の蓄積等もほとんど発生しないことが、燃料消費量のデータ等から確認できました。

4 換気性能点検は負荷運転時ではなく、無負荷運転時等に実施するように変更

換気性能の点検は

以前

負荷運転時に実施

改正

無負荷運転時に実施

換気性能の確認は、負荷運転時における温度により確認するとされました。しかし、室内温度の上昇は軽微で、外気温に大きく依存するため、温度による確認よりも、無負荷運転時における自然換気口や機械換気装置の確認の方が必要であることが、検証データ等から確認できました。

点検が必須となります！

別記様式第24		非常電源（自家発電設備）（その3）		
総合点検				
接 地 抵 抗	D 種 18Ω	○		
絶 缘 抵 抗	100 MΩ	○		
自家発電装置の接続部		○		
始動装置	※始動用蓄電池設備			
	始動用空気圧縮設備	1.6時間 200 l	○	
	始動補助装置	オイルパンヒータ	○	
保 護 装 置	1,725min ⁻¹	○		
※※運転性能	負荷運転	X	点検結果が×になります	
内部観察等				
運転切替性能				

自家発電設備については負荷運転が必須となります。もし負荷運転を行わない場合点検結果が×となります。



自家発電設備 負荷運転フローチャート



自家発電設備 負荷運転タイムスケジュール（例）

自家発電設備の負荷運転については、作業員2名で約半日の作業となっております。

※規模・状況により異なります



- 点検費用につきましては、消防設備点検票を元に積算することができます。
- ご依頼内容によっては事前に現地調査が必要となります。お気軽にご相談ください。
- 点検基準の詳細については QRコードからアクセスしてください。リンク先は消防庁のページとなります



お電話

0120-313106

■受付時間／月曜～金曜 8:30～17:30(休日／土・日・祝日)

■ご連絡は営業担当へお願ひいたします

ホームページ

防災のサイボウ

検索

<http://www.saibou.co.jp>

総合防災企業として
県内シェアNo.1!*

サイボウ

T337-0004

埼玉県さいたま市見沼区卸町2丁目6番15号